

# 再生可能エネルギー発電設備設置に係る関係法令等一覧

## 1 阿南町が担当窓口となるもの

関係法令等 エリア	規制内容 手続きが必要となる場合	確認方法	担当窓口
「農地法」 第4条、第5条	農地に設置する場合は、転用許可の許可申請又は届出が必要です。なお、登記簿地目が農地以外であっても、現況が農地の場合は同様の手続きが必要です。 ①農地を農地以外のものにする場合 ②農地を農地以外のものにするため、所有権を移転し、又は賃借権等の権利を設定する場合	【農地転用許可】 農業委員会に確認する。	農業委員会 事務局 0260-22-4055
「農業振興地域の 整備に関する法律」 第13条、第15条の2 <b>レッドエリア⑥</b>	農用地区域内農地を農地以外で利用する場合は、農用地区域からの除外の手続きが必要となりますが、優良農地を確保・保全するため、農地転用は原則として許可されないこととされています。 ①農用地区域内農地 今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域で、阿南町農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地 ②第1種農地 ・10ha以上の一団の農地又は採草放牧地 ・農業公共投資の必要となった農地 ※営農型太陽光発電設備については、農地の一時転用が必要となるため、農業委員会に相談してください。	【農用地区域からの除外】 阿南町長に農用地区域からの除外申出をしなければならない。	町振興課 振興係 0260-22-4055
「森林法」 第10条の8 <b>イエローエリア③</b>	森林所有者や伐採行為者等は、地域森林計画対象民有林の立木を伐採する場合は、伐採行為を行う30～90日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出して下さい。	【地域森林計画の対象森林】 伐採の森林がある市町村に確認する。	町振興課 振興係 0260-22-4055
「建築基準法」 第6条第1項、 第48条、第88条第1項、第2項	土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を物品の保管その他屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。 なお、都市計画区域内にあっては、当該建設地の用途地域ごとに建築物の用途の規制を受けます。 ※阿南町は都市計画区域外であり、用途地域はありません。	【建築確認申請】 建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受ける。  町経由で建築課へ提出	町建設環境課 環境係 0260-22-4053
「道路法」 第24条(承認工事) 第25条(占用許可)	道路区域内で設置や施工をするために、道路を占用する場合。 ①道路占用許可の申請 ②工事を行う場合、自営工事の承認申請	【道路占用許可及び自営工事承認】 道路占用許可書を提出し管理者の許可を受ける。	国、県、町の各道路管理者 町建設環境課 農林土木係 0260-22-4053

# 再生可能エネルギー発電設備設置に係る関係法令等一覧

## 1 阿南町等が担当窓口となるもの

関係法令等 エリア	規制内容 手続きが必要となる場合	確認方法	担当窓口
「景観法」第16条 「長野県景観条例」	<p>長野県景観計画区域内において、以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡を超える建築物・工作物を建設する又は3,000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合は、工事に着手する日の30日前までに届出が必要です。</li> <li>・太陽電池モジュールの築造面積の合計が、1,000㎡を超えるもの（一般地域）</li> <li>・太陽電池モジュールの設置が、400㎡を超え、建築物の屋根、屋上等に後から設置するもの（一般地域）</li> </ul> <p>※阿南町は景観計画区域の一般地域に該当し、届出が必要です。</p>	<p>【景観計画区域内における行為の事前届出】</p> <p>町経由で建築課へ提出</p>	<p>町建設環境課 環境係 0260-22-4053</p> <p>飯田建設事務所建築課 0265-53-0433</p>
「文化財保護法」 第125条、第139条 第93条 「長野県文化財保護条例」 第13条、第34条 レッドエリア⑦ イエローエリア④	<p>事業計画地が指定等文化財（主に史跡、名勝、天然記念物、国登録文化財等）に該当し、指定等文化財に対し現状変更を行う際には、あらかじめ国、県または町の許可を受ける必要があります。</p> <p>また、事業計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、文化財保護法の規定に基づき着手60日前までに土木工事等の届出が必要です。</p>	<p>【埋蔵文化財包蔵地土木工事等事前届出】</p> <p>町教育委員会経由で県教委へ提出</p>	<p>町教育委員会 社会教育係 0260-22-2270</p>
「国土利用計画法」 第23条	<p>一定面積以上の大規模な土地取引（土地売買）等には、契約締結後、契約締結日から起算して2週間以内に届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上</li> </ul> <p>※阿南町は都市計画区域以外の区域に該当しません。</p>	<p>【土地売買等の届出】</p> <p>町経由で県へ提出</p>	<p>町総務課 危機管理防災係 0260-22-2141</p> <p>県企画振興部 地域振興課 土地対策係 026-235-7025</p>
「消防法」	<p>危険物施設等に該当する場合。</p> <p>※例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要となります。</p>	<p>【消防法に基づく申請等】</p> <p>南信州広域連合消防本部へ提出</p>	<p>飯田広域消防本部 0265-23-0119</p> <p>又は 阿南消防署 0260-22-3344</p>
※町道等との境界立会い	<p>町道及び町管理の認定外道路や水路と、これに接する土地の境界を確定させる立会いを行うための協議です。</p>	<p>【境界確認】</p> <p>町道等公共物管理者と境界の確認</p>	<p>町道等各管理課 担当係 町建設環境課 農林土木係 0260-22-4053</p>

# 再生可能エネルギー発電設備設置に係る関係法令等一覧

## 2 国・県が担当窓口となるもの

関係法令等 エリア	規制内容 手続きが必要となる場合	確認方法	担当窓口
「都市計画法」 第 29 条	<p>建築物を建築する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、あらかじめ開発許可の手続きが必要です。</p> <p>・都市計画区域以外の区域：1ha以上</p> <p><b>※阿南町は都市計画区域以外の区域</b></p> <p>※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、全ての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。</p> <p>※太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設について、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権利者が判断した場合には、開発許可は不要。</p>	<p>【開発許可手続】 飯田建設事務所建築課へ確認する。</p>	<p>飯田建設事務所建築課 0265-53-0433</p> <p>長野県建設部 都市・まちづくり課 (都市計画係) 026-235-7297</p>
「事業計画策定ガイドライン」 (太陽光発電)	<p>再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるには、「事業計画策定ガイドライン」に従って適切に事業を行う必要があります。</p> <p>※発電事業者が事業計画を提出する。</p>	<p>経済産業省へ確認 HPに掲載あり</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部 新エネルギー課</p>
「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 第 29 条 <b>イエローエリア⑥</b>	<p>事業計画地が鳥獣保護区の特別保護地区内に該当する場合は、許可手続きが必要です。</p> <p>※阿南町は和合・丸山鳥獣保護区があるが、特別保護地区ではないため非該当。</p>	<p>【特別保護地区内における行為許可手続】 地域振興局林務課へ確認する。</p>	<p>南信州地域振興局林務課 0265-53-0423</p>
「河川法」	<p>河川区域内の土地を占用する場合や、河川保全区域内で工作物を新築または改築する場合などには、河川法に基づき河川管理者の許可が必要となります。</p> <p>許可が必要となる例</p> <p>【河川区域内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水を取水する場合(河川法第23条)</li> <li>・土地を占用する場合(河川法第24条)</li> <li>・河川の砂、ヨシなどを採取する場合(河川法第25条)</li> <li>・工作物を新築または改築する場合(河川法第 26 条)</li> <li>・盛土、切土のように土地の形状を変える場合(河川法第 27 条) など</li> </ul>	<p>【河川の占用等許可手続】 河川管理者へ確認する。</p>	<p>飯田建設事務所維持管理課 0265-53-0450</p> <p>町建設環境課 農林土木係 0260-22-4053</p>

# 再生可能エネルギー発電設備設置に係る関係法令等一覧

## 2 国・県が担当窓口となるもの

関係法令等 エリア	規制内容 手続きが必要となる場合	確認方法	担当窓口
「河川法」	<p>【河川保全区域内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の掘削、盛土または切土その他土地の形状を変更する行為（河川法第55条）</li> <li>・工作物を新築または改築する場合（河川法第55条）</li> </ul>	<p>【河川の占用等許可手続】 河川管理者へ確認する。</p>	<p>飯田建設事務所維持管理課 0265-53-0450</p> <p>町建設環境課 農林土木係 0260-22-4053</p>
「自然公園法」 第20条、第21条 <b>レッドエリア⑧</b>	<p>事業計画地が国立公園・国定公園に該当する場合は、行為の許可が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地域で工作物の新築・改築・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合。</li> </ul> <p>※阿南町は、天竜奥三河国定公園の特別地域に該当する区域があります。</p>	<p>【行為許可申請等手続】 南信州地域振興局環境課へ確認する。</p>	<p>長野県環境部 自然保護課 026-235-7178</p> <p>南信州地域振興局環境課 0265-53-0434</p>
「地すべり等防止法」 第18条 <b>レッドエリア②</b>	<p>事業計画地が地すべり防止区域内で、以下の制限行為を行う場合、許可が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水を誘発し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為。</li> <li>・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為。</li> <li>・のり切又は切土で政令で定めるもの。</li> <li>・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改築。</li> </ul> <p>※阿南町は、農政部、建設部所管の区域があります。</p>	<p>【地すべり防止区域内における制限行為許可手続】 飯田建設事務所、農地整備課へ確認する。</p>	<p>南信州地域振興局農地整備課 0265-53-0419</p> <p>飯田建設事務所維持管理課 0265-53-0450</p>
「砂防指定地管理条例」 第3条第1項 <b>レッドエリア①</b>	<p>事業計画地が砂防指定地内で、以下の制限行為を行う場合は、許可が必要です。</p> <p>【砂防指定地内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、施設その他の工作物の新築・改築・増築、移転又は除去</li> <li>・立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬</li> <li>・切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為</li> <li>・たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為</li> <li>・土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄</li> </ul>	<p>【砂防指定地内における制限行為及び砂防設備占用の許可手続】 飯田建設事務所へ確認する。</p>	<p>飯田建設事務所維持管理課 0265-53-0450</p> <p>県建設部砂防課 026-235-7316</p>

# 再生可能エネルギー発電設備設置に係る関係法令等一覧

## 2 国・県が担当窓口となるもの

関係法令等 エリア	規制内容 手続きが必要となる場合	確認方法	担当窓口
「砂防指定地管理条例」 第3条第1項 <b>レッドエリア①</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹根又は草根の採取</li> <li>・ 牛馬その他の家畜の放牧</li> </ul> <b>【砂防設備の占用】</b>  ※阿南町内該当地あり。	<b>【砂防指定地内における制限行為及び砂防設備占用の許可手続】</b> 飯田建設事務所へ確認する。	飯田建設事務所維持管理課 0265-53-0450
「土壤汚染対策法」 第4条	土地の形質の変更（土地の掘削、造成、切土、盛土等）の面積の合計が、3,000㎡以上となる場合は、土地の形質変更着手の30日前までに届出が必要です。	<b>【土地の形質変更に係る届出手続】</b> 南信州地域振興局環境課へ確認する。	南信州地域振興局環境課 0265-53-0434  水大気環境課 026-235-7162
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 第7条 <b>レッドエリア③</b>	事業計画地が急傾斜地崩壊危険区域内で、以下の制限行為を行う場合は、許可が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為。</li> <li>・ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</li> <li>・ のり切、切土、掘削、盛土</li> <li>・ 立竹木の伐採</li> <li>・ 木竹の滑下、地引による搬出</li> <li>・ 土石の採取又は集積</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの。</li> </ul> ※阿南町は、和合 帯川地籍に該当地あり。	<b>【急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為許可手続】</b> 飯田建設事務所へ確認する。	飯田建設事務所維持管理課 0265-53-0450  県建設部砂防課 026-235-7316
「森林法」 第10条の2、第26条 <b>レッドエリア⑤</b>	地域森林計画対象民有林内で1haを超える林地開発行為を行う場合は、県知事の許可が必要です。 保安林及び保安施設地区の区域内の立木を伐採する場合は県知事の許可が必要です。	<b>【林地開発許可手続】</b> 南信州地域振興局林務課へ確認する。	南信州地域振興局林務課 0265-53-0423
「長野県水道水源保全条例」	水道水源保全地区内で土地の形質の変更（土地の掘削、造成、切り土、盛り土等）の面積の合計が1haを超えるものは、知事に協議し、その同意を得る必要があります。	<b>【水道水源保全地区内行為協議】</b> 南信州地域振興局環境課へ確認する。	南信州地域振興局環境課 0265-53-0434  県水大気環境課 026-235-7176

# 再生可能エネルギー発電設備設置に係る関係法令等一覧

## 2 国・県が担当窓口となるもの

関係法令等 エリア	規制内容 手続きが必要となる場合	確認方法	担当窓口
「長野県環境影響評価 条例」 環境アセスメント	森林の区域等における敷地面積が20ha以上又は敷地面積が50ha以上の場合は、環境影響評価を実施することが必要です。	【環境影響評価】 南信州地域振興局 環境課へ確認する。	南信州地域振興局環境課 0265-53-0434  環境政策課 026-235-7163